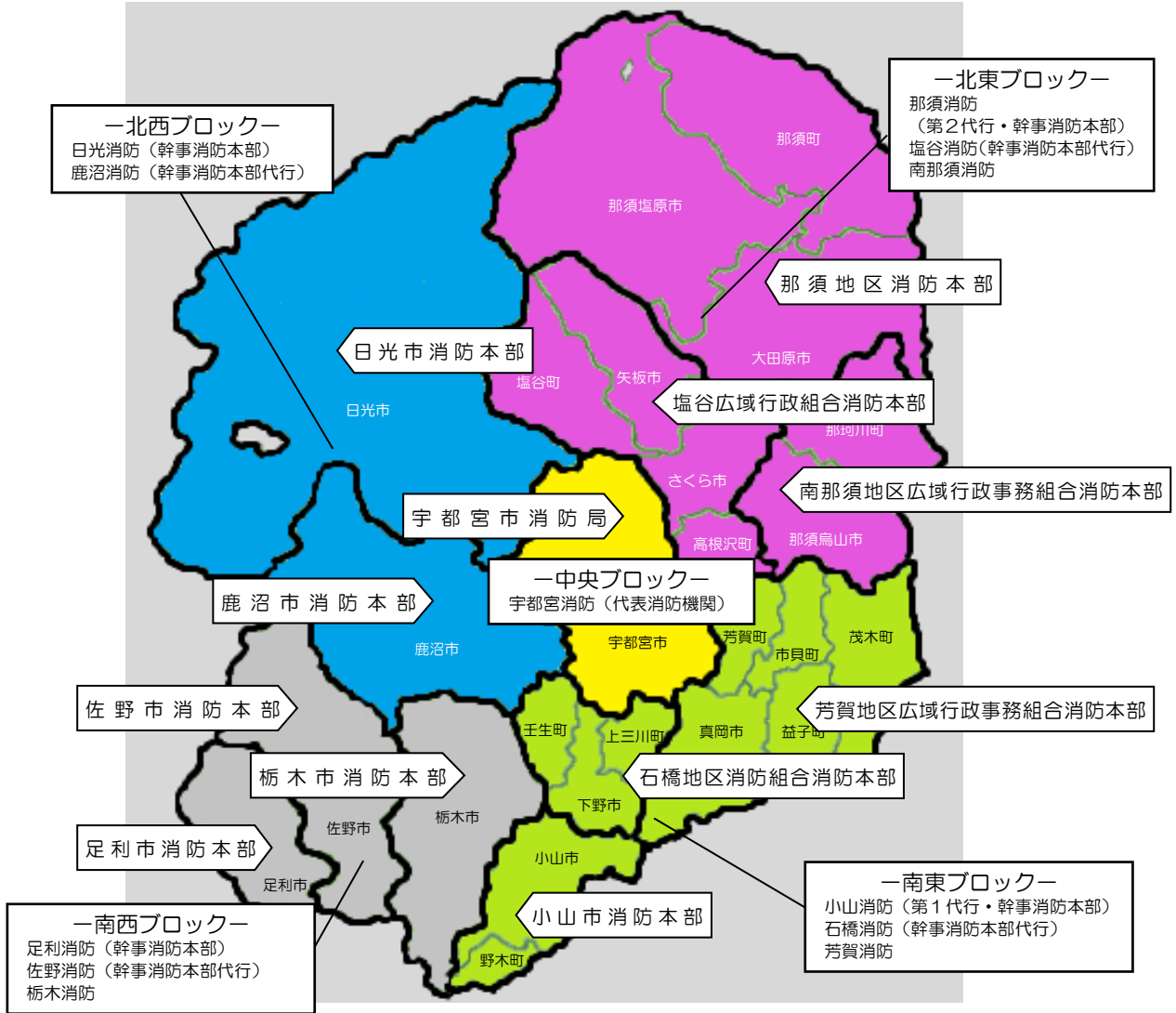


栃木県広域消防応援等計画



栃 木 県
栃木県消防長会

栃木県広域消防応援等計画 目次

第1章 総則	1
第1 本計画の目的	1
第2 用語の定義	1
第3 応援体制	2
第4 県内応援隊統括班長及び県内応援隊長の指定	2
第2章 指揮体制及び情報連絡体制	2
第5 指揮系統	2
第6 情報連絡体制	3
第7 情報共有	3
第3章 応援要請	3
第8 応援要請準備	3
第9 第一次応援体制に基づく要請	3
第10 第二次応援体制に基づく要請	4
第11 知事による応援指示	5
第4章 受援体制	6
第12 指揮本部の設置	6
第13 県内応援隊統括班の設置	6
第14 現地合同調整所の設置	6
第15 任務付与及び情報提供	6
第16 市町災害対策本部への派遣	7
第17 県災害対策本部への派遣	7
第18 県内応援隊の進出拠点	7
第19 誘導員の配置	7
第20 その他	7
第5章 応援等出動	7
第21 応援準備	7
第22 県内応援隊統括班員の派遣	7
第23 県内応援隊の部隊編成	8
第24 応援活動のための資機材	8
第25 県内応援隊の応援出動	8
第26 現場到着報告	8

第 27	応援の期間	8
第 28	応援の中断	8
第 6 章	後方支援活動	9
第 29	後方支援体制	9
第 30	後方支援活動拠点	9
第 31	後方支援隊の任務	9
第 32	県内応援隊の交代	9
第 7 章	活動終了	9
第 33	県内応援隊引揚げの決定	9
第 34	活動終了報告	10
第 35	帰署（所）報告	10
第 36	活動結果報告	10
第 8 章	その他	10
第 37	消防応援等連絡会議の実施	10
第 38	訓練	11
第 39	経費の負担	11
様式等		
図 1	指揮系統図	12
別記様式 1	栃木県広域消防応援隊連絡体制	13
別記様式 1－1	災害状況報告	14
別記様式 1－2	栃木県広域消防応援隊の応援要請連絡	15
別記様式 2	栃木県広域消防応援隊の出動可能隊数の報告の求め	16
別記様式 3	栃木県広域消防応援隊の出動可能隊数の報告	17
別記様式 4	栃木県広域消防応援隊の出動の求め	18
別記様式 5	栃木県広域消防応援隊の出動報告	19
別記様式 6	栃木県広域消防応援隊活動報告	21
別表 1－1	災害時における消防本部連絡先	24
別表 1－2	災害時における市町連絡先	25
別表 2	栃木県内の無線通信運用体制	27
別表 3	陸上隊進出拠点及び到達ルート	28
別表 4	医療機関一覧表（災害拠点病院・医師会別）	32
別表 5	宿営可能場所一覧表	37

栃木県広域消防応援等計画

第1章 総則

(本計画の目的)

第1 この計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条（特殊災害消防相互応援協定書（昭和56年5月20日締結。以下「協定書」という。）を含む。）及び第43条に基づき、栃木県広域消防応援隊（以下「県内応援隊」という。）の効率的かつ円滑な活動及び運用ができる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 この計画において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被災地とは、大規模災害等が発生した市町をいう。
- (2) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (3) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (4) 指揮者とは、被災地の市町長又は当該市町長の委任を受けた消防長をいう。
- (5) 応援消防機関とは、県内応援隊を出動させる又は出動させた消防機関をいう。
- (6) 県内応援隊とは、被災地に対し、県内各消防機関から参集した応援隊をいう。
- (7) 中隊とは、第二次応援体制における、消火、救助、救急等の任務単位をいい、中隊長の職には、原則として、県内応援隊長の所属する消防本部の職員をもって充てるものとする。
- (8) 代表消防機関とは、栃木県内消防機関の代表として、栃木県及び各消防機関との連絡調整、情報交換を行う消防機関をいい、宇都宮市消防局がその任にあたる。ただし、宇都宮市消防局管内での災害発生等により、その任務を遂行できない場合は、次の消防本部がこれを代行（以下「代表消防機関代行」という。）するものとする。

適用順序	消防本部名
1	小山市消防本部
2	那須地区消防本部

- (9) ブロックとは、県内応援隊の編成、出動等を効率的にするため、栃木県を5つの区域に分けた地区をいう。
- (10) 県内各ブロックにおける幹事消防本部及びブロック内消防機関は、次のとおりとする。なお、幹事消防本部管内での災害発生等により、その任務を遂行できない場合は幹事消防本部代行がこれを代行するものとする。

ブロック	幹事消防本部	ブロック内消防機関 (○印は幹事消防本部代行)
中央	宇都宮市消防局	—
南東	小山市消防本部	○石橋地区消防組合消防本部 芳賀地区広域行政事務組合消防本部
北東	那須地区消防本部	○塩谷広域行政組合消防本部 南那須地区広域行政事務組合消防本部
南西	足利市消防本部	○佐野市消防本部 栃木市消防本部
北西	日光市消防本部	○鹿沼市消防本部

(11) 現地合同調整所とは、災害現場において、関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うための拠点をいう。

(応援体制)

第3 第一次応援体制では、被災地消防本部の応援要請に対し、当該ブロック内の他の消防機関が応援出動する。ただし、宇都宮市消防局にあつては、北西ブロック幹事消防本部に要請し、当該ブロック内消防機関が応援出動する。

2 第二次応援体制では、被災地消防本部の応援要請に対し、県内の消防機関が応援出動する。

(県内応援隊統括班長及び県内応援隊長の指定)

第4 県内応援隊統括班長とは、第二次応援体制に基づく応援が決定された場合に、指揮本部内で県内応援隊の管理を行うため応援参集した班員の長をいい、代表消防機関職員(代表消防機関が任務を遂行できない場合は代表消防機関代行職員とする。以下同じ。)を充てるものとする。

2 県内応援隊長とは、第二次応援体制に基づく応援が決定された場合に、災害現場において県内応援隊の活動の指揮をする者をいい、代表消防機関職員を充てるものとする。

第2章 指揮体制及び情報連絡体制

(指揮系統)

第5 指揮系統については、図1のとおりとする。

2 指揮者は、指揮本部を統括し、被災地の活動隊を指揮するものとする。

3 県内応援隊統括班長は、指揮者の指揮の下で、県内応援隊の管理を行うものとする。

4 県内応援隊長は、指揮者の指揮に基づく、県内応援隊統括班長の管理の下で、当該県内応援隊の活動の指揮を行うものとする。

5 中隊長は、県内応援隊長の管理の下で、小隊の活動を管理するものとする。

- 6 小隊長は、中隊長の管理の下で、隊員の活動を管理するものとする。
- 7 第一次応援体制時の県内応援隊は、指揮者の指揮の下又は被災地消防本部指揮隊の指揮の下で消防応援活動を行うものとする。

(情報連絡体制)

第6 栃木県、被災市町、代表消防機関、被災地消防本部及び県内応援隊等は、迅速かつ効率的な広域消防応援活動を実施するため、次により、被害状況、活動状況及び活動の調整等の連絡を行うものとする。連絡窓口は、別表1-1、1-2のとおりとし、応援体制が決定した後、速やかに別記様式1により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

- 2 第一次応援体制時の連絡系統は次に掲げるとおりとする。
 - (1) 被災地消防本部は当該幹事消防本部へ連絡し、当該幹事消防本部は、当該ブロック内消防機関、栃木県及び代表消防機関へ連絡するものとする。
 - (2) 幹事消防本部から連絡を受けた栃木県は、他ブロック消防機関へ連絡するものとする。
- 3 第二次応援体制時の連絡系統は次に掲げるとおりとする。
 - (1) 被災地消防本部は、栃木県及び代表消防機関へ連絡し、栃木県は被災地消防本部及び代表消防機関以外の消防機関へ連絡するものとする。
- 4 情報連絡の手段は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 栃木県、市町、指揮本部、現地指揮所等及び関係機関等間の連絡は、電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、市町防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）とする。
 - (2) 活動中の被災地消防本部及び県内応援隊の各隊長間の連絡は、原則として主運用波1とする。（別表2 県内の無線通信運用体制のとおり）

(情報共有)

第7 栃木県、被災地消防本部及び県内応援隊等は、支援情報共有ツールを活用し情報の共有に努めるものとする。

第3章 応援要請

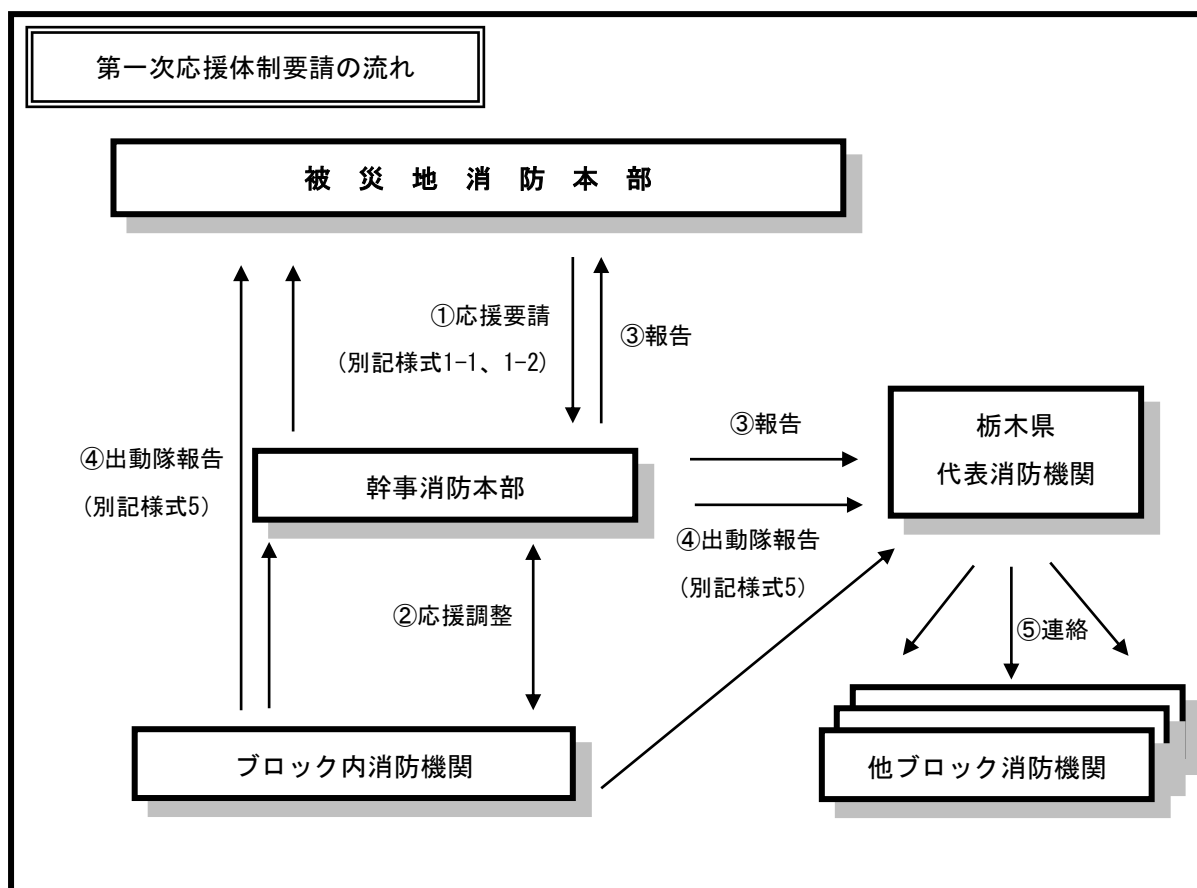
(応援要請準備)

第8 被災地消防本部は、災害の規模等に照らし、他の消防機関の応援要請が予想される場合は、速やかに被害状況を取りまとめ、別記様式1-1、1-2により当該幹事消防本部又は栃木県及び代表消防機関へ要請の準備を行うものとする。なお、第一次応援体制、第二次応援体制の判断は、被災地消防本部の長が行うものとする。

(第一次応援体制に基づく要請)

第9 被災地消防本部は、ブロック内の消防機関への応援要請が必要と判断した場合は、

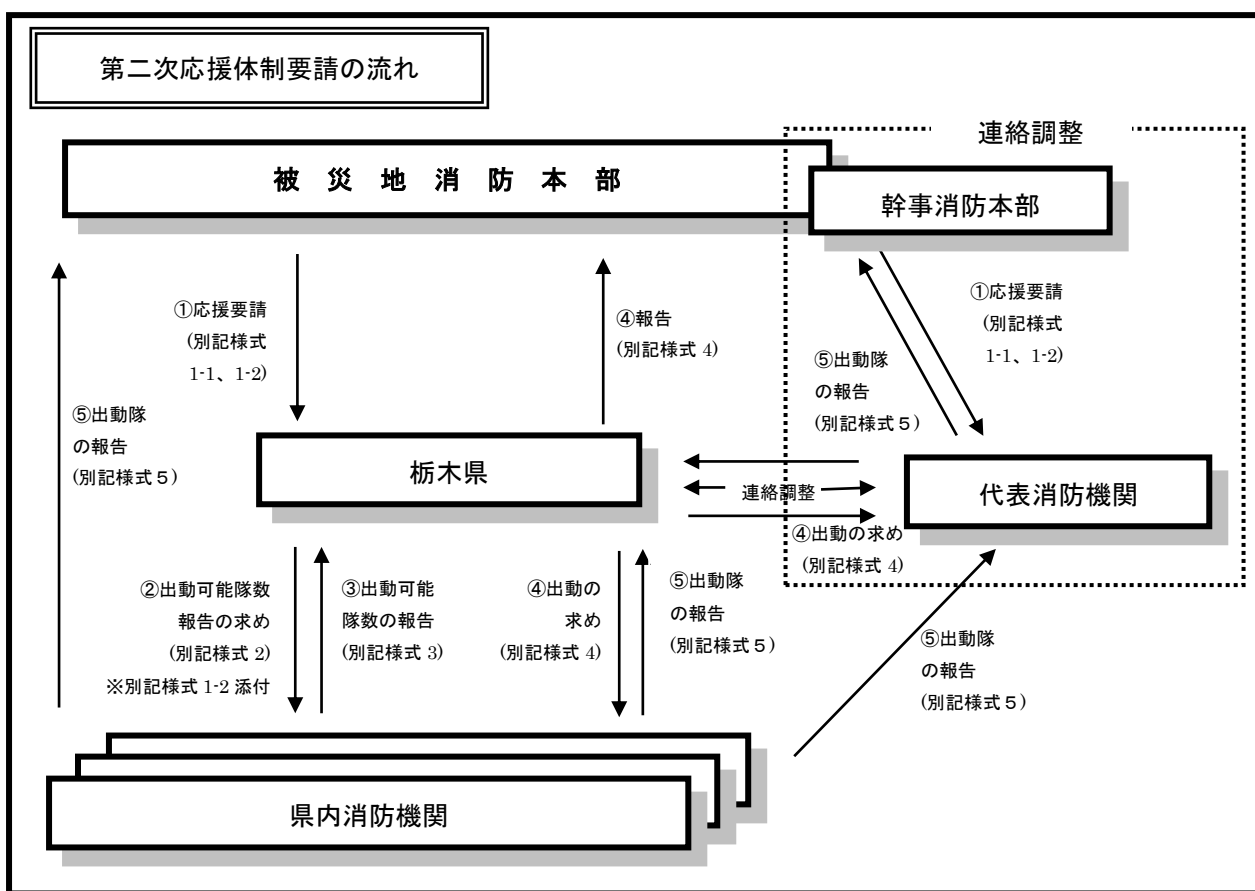
- 被災地の市町長に報告後、幹事消防本部に対して、直ちに電話により要請するものとし、災害概要及び活動内容等を把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により別記様式1-1、1-2を連絡する。
- 2 応援要請を受けた幹事消防本部は、その旨をブロック内消防機関に連絡し、応援出動の可否等を取りまとめ、その結果を被災地消防本部、栃木県及び代表消防機関へ報告する。
 - 3 応援消防機関は、被災地消防本部、幹事消防本部、栃木県及び代表消防機関に対して、別記様式5により出動隊の報告を行う。
 - 4 出動隊の報告を受けた栃木県は、他ブロック消防機関へ連絡するものとする。
 - 5 第一次応援体制から第二次応援体制に移行する場合は、第10の手続きによるものとする。



(第二次応援体制に基づく要請)

第10 被災地消防本部は、県内の消防機関への応援要請が必要と判断した場合は、幹事消防本部及び代表消防機関と調整の上、被災地の市町長に報告後、栃木県及び代表消防機関に対して、直ちに電話により要請するものとし、災害概要及び活動内容等を把握した段階で、ファクシミリにより別記様式1-1、1-2を連絡する。

- 2 応援要請を受けた栃木県は、県内消防機関に対して、別記様式2により出動可能隊数の報告の求めを行う。
- 3 県内消防機関は、栃木県に対して、別記様式3により出動可能隊数の報告を行う。
- 4 栃木県と代表消防機関は、出動隊について調整の上、県内応援隊を編成する。
- 5 栃木県は、別記様式4により県内応援隊の出動の求めを応援消防機関に対して行い、併せて被災地消防本部へ報告を行う。
- 6 応援消防機関は、被災地消防本部、栃木県及び代表消防機関に対して、別記様式5により出動隊の報告を行う。



(知事による応援指示)

- 第11 知事は、被災地との通信断絶等により、連絡手段が取れない場合、又は、栃木県消防防災航空隊による状況調査の結果等により知事が非常事態と認めた場合は、被災地消防本部からの連絡要請を待たずに県内各消防機関に対し、出動可能隊数の調査（別記様式2）を行うものとし、代表消防機関等と協議の上、県内応援隊を編成し、出動を指示するものとする。
- 2 知事は、県内の被害状況、県内の消防力、被災地市町等の消防力及び県内応援隊の消防力を考慮し、緊急消防援助隊の出動が必要な非常事態と判断した場合は、法第4条第1項に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うもの

とする。

- 3 緊急消防援助隊の応援要請に係る事項については、栃木県緊急消防援助隊受援計画に定めるとおりとする。

第4章 受援体制

(指揮本部の設置)

第12 被災地消防本部は、県内応援隊の応援出動が決定した場合において、同隊を円滑に運用し、災害防御及び人命救助等の消防活動を実施するため、指揮本部を設置するものとする。

なお、指揮本部体制等については、各消防機関受援計画で定めるものとする。

(県内応援隊統括班の設置)

第13 指揮者は、第二次応援体制に基づく応援が決定した場合は、指揮本部内に県内応援隊統括班を設置し、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 県内応援隊の管理及び安全管理に関すること
- (2) 被害状況及び災害対策等の各種情報の集約、整理及び共有に関すること
- (3) 緊急消防援助隊出動決定時における応援等支援班の管理に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

2 県内応援隊統括班は次に掲げる班員で構成するものとする。

- (1) 代表消防機関職員（2名）
- (2) 当該ブロック内消防機関（被災地消防本部を除く）職員（4名）
- (3) 代表消防機関及び当該ブロック内消防機関（被災地消防本部を除く）のみでは班員6名を確保できない場合において、代表消防機関代行が班員の不足を補う。

3 県内応援隊統括班に派遣された代表消防機関職員は、県内応援隊統括班長として、県内応援隊統括班を統括するものとする。

(現地合同調整所の設置)

第14 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、栃木県DMA T等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて現地合同調整所を設置するものとする。

(任務付与及び情報提供)

第15 指揮者は、指揮本部に到着した県内応援隊統括班長より県内応援隊の進出状況等の報告を受け、次に掲げる事項について任務付与及び情報提供をするものとする。

- (1) 災害の現況
- (2) 活動場所及び任務
- (3) 活動中の隊名、部隊数、現場指揮隊長名
- (4) 活動方針

- (5) 使用無線系統
- (6) 安全管理上の注意事項
- (7) その他必要な事項

(市町災害対策本部への派遣)

第16 指揮本部は、市町に設置された災害対策本部と緊密な連携を図るため、当該市町災害対策本部へ職員を派遣するものとする。

(県災害対策本部への派遣)

第17 指揮本部及び代表消防機関は、県に設置された災害対策本部と緊密な連携を図るため、県災害対策本部へ職員を派遣するものとする。

(県内応援隊の進出拠点)

第18 県内応援隊の活動及び集結等のための進出拠点は、次に掲げる事項を考慮し別表3のとおりとする。

- (1) 地理的条件の良い幹線道路の近接場所
- (2) 多数の隊が集結できる場所
- (3) 避難所と異なる場所
- (4) その他進出拠点として適当と思われる場所

2 指揮本部は、必要に応じ進出拠点を設置するものとする。

(誘導員の配置)

第19 指揮本部は、県内応援隊の誘導員を必要に応じて確保するものとする。

(その他)

第20 医療機関の所在は、別表4のとおりとする。

2 各消防機関等は、消防活動上必要な地図を事前に整備するものとする。

第5章 応援等出動

(応援準備)

第21 応援消防機関は、大規模災害等の発生を覚知した場合、あらかじめ定めた部隊編成等に基づき、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 応援出動の可否
- (2) 対応可能な災害種別
- (3) 応援必要資機材
- (4) 残留消防力
- (5) その他必要な事項

(県内応援隊統括班員の派遣)

第22 県内応援隊の応援出動が決定した場合は、第13第2項に定める該当消防本部は、指揮本部へ県内応援隊統括班員を派遣するものとする。

2 県内応援隊統括班は、県内応援隊及び関係機関と連絡を取り、効率的な活動を行うため、携帯無線機等の通信機器を持参するものとする。

3 県内応援隊統括班に派遣する職員については、各消防機関で事前に指名しておくものとする。

(県内応援隊の部隊編成)

第 23 県内応援隊の第一次第二次別の部隊編成は、ブロック内消防機関間で協議の上、あらかじめ定めるものとし、栃木県及び代表消防機関に報告するものとする。

(応援活動のための資機材)

第 24 県内応援活動に備え、各消防機関は保有資機材の状況を明らかにするとともに、その整備に努めるものとする。

(県内応援隊の応援出動)

第 25 県内応援隊の応援出動が決定した場合、応援消防機関は、次に掲げる事項について確認し、速やかに出動するものとする。

- (1) 被災地の被害状況
- (2) 活動地域及び任務
- (3) 災害対応に必要な資機材
- (4) 活動拠点及び出動ルート

(現場到着報告)

第 26 県内応援隊長は、現地到着後、速やかに隊名、規模及び保有資機材等について現場指揮隊長及び県内応援隊統括班長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 災害の現況
- (2) 活動場所及び任務
- (3) 活動中の隊名、隊数
- (4) 活動方針
- (5) 使用無線系統
- (6) 安全管理上の注意事項
- (7) その他活動上必要な事項

2 県内応援隊は、現地到着後、隊名、規模及び保有資機材等について、県内応援隊長に対して報告するとともに、前項の事項について情報を共有するものとする。

(応援の期間)

第 27 応援の期間は、各消防機関からの出動時から帰署（所）までの間とする。

(応援の中断)

第 28 応援消防機関の事情等で県内応援隊の派遣を中止しなければならない特別な事由が生じた場合、応援消防機関は、指揮者及び県内応援隊統括班長に連絡の上、応援を中断することができる。

第6章 後方支援活動

(後方支援体制)

第29 指揮者は、第二次応援体制時において、県内応援隊の活動が長期化し後方支援活動が必要と判断した場合は、県内応援隊統括班長と協議の上、県内応援隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制を構築するものとする。

2 栃木県及び県内消防機関は、後方支援体制の整備のため相互協力に努めるものとする。

(後方支援活動拠点)

第30 後方支援活動拠点は別表5のとおりとする。

2 指揮本部は、栃木県及び代表消防機関と協議の上、必要に応じ後方支援活動拠点を設置するものとする。

(後方支援隊の任務)

第31 後方支援隊は、県内応援隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 後方支援場所の設置及び維持
- (2) 物資の調達及び搬送
- (3) 車両及び資機材の保守管理
- (4) 交代要員の搬送
- (5) 活動の記録
- (6) その他必要な事項

(県内応援隊の交代)

第32 応援消防機関は、県内応援隊の活動が長期化した場合、応援消防機関ごとに出動隊の活動期間を決定し、交代要員を派遣するものとする。

2 応援消防機関は、出動隊の交代要員を派遣した場合、被災地消防本部、栃木県及び代表消防機関に対して、別記様式5により出動隊の報告を行うものとする。

第7章 活動終了

(県内応援隊引揚げの決定)

第33 第一次応援体制における県内応援隊引揚げの決定は次のとおりとする。

- (1) 指揮者は、現地指揮所等からの活動報告を総合的に勘案し、県内応援隊の活動終了を判断するものとする。
- (2) 指揮者は、県内応援隊引揚げの決定をした場合、第6の方法により関係機関へ連

絡するものとする。

2 第二次応援体制における県内応援隊引揚げの決定は次のとおりとする。

- (1) 指揮者は、現地指揮所等及び県内応援隊長からの活動報告、県内応援隊統括班長との調整の結果等を総合的に勘案し、県内応援隊の活動終了を判断するものとする。
- (2) 指揮者は、県内応援隊引揚げの決定をした場合、県内応援隊統括班長を経由し、各県内応援隊へ連絡するとともに、第6の方法により関係機関へ連絡をするものとする。

(活動終了報告)

第34 第一次応援体制に基づき参集した県内応援隊は、県内応援隊引揚げの決定がされた場合、次に掲げる事項を現地指揮所等へ報告の上、被災地から引揚げるものとし、報告を受けた現地指揮所等は、指揮者へ報告するものとする。

- (1) 活動概要（場所、時間、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

2 第二次応援体制に基づき参集した県内応援隊長は、県内応援隊の引揚げが決定された場合、当該県内応援隊について、前項に掲げる事項を県内応援隊統括班長へ報告し、被災地から引揚げるものとし、報告を受けた県内応援隊統括班長は、指揮者へ報告するものとする。

(帰署（所）報告)

第35 県内応援隊が帰署（所）した場合、当該隊の属する消防機関は、次に掲げる機関へ、速やかにその旨を報告するものとする。

- (1) 第一次応援体制 栃木県、代表消防機関及び幹事消防本部
- (2) 第二次応援体制 栃木県及び代表消防機関

(活動結果報告)

第36 出動した県内応援隊の属する消防機関は、別記様式6により活動結果報告を次に掲げる機関へ報告するものとする。

- (1) 第一次応援体制 栃木県、代表消防機関及び幹事消防本部
- (2) 第二次応援体制 栃木県及び代表消防機関

第8章 その他

(消防応援等連絡会議の実施)

第37 栃木県は、消防の応援及び受援体制の円滑な推進を図るため、県内消防機関及び関係機関等と消防応援等連絡会議を開催するものとする。

(訓練)

第 38 栃木県及び代表消防機関は、第一次応援体制及び第二次応援体制の迅速かつ円滑な運用を図るため、情報伝達、県内応援隊編成及び指揮運用等について訓練を実施するものとする。

(経費の負担)

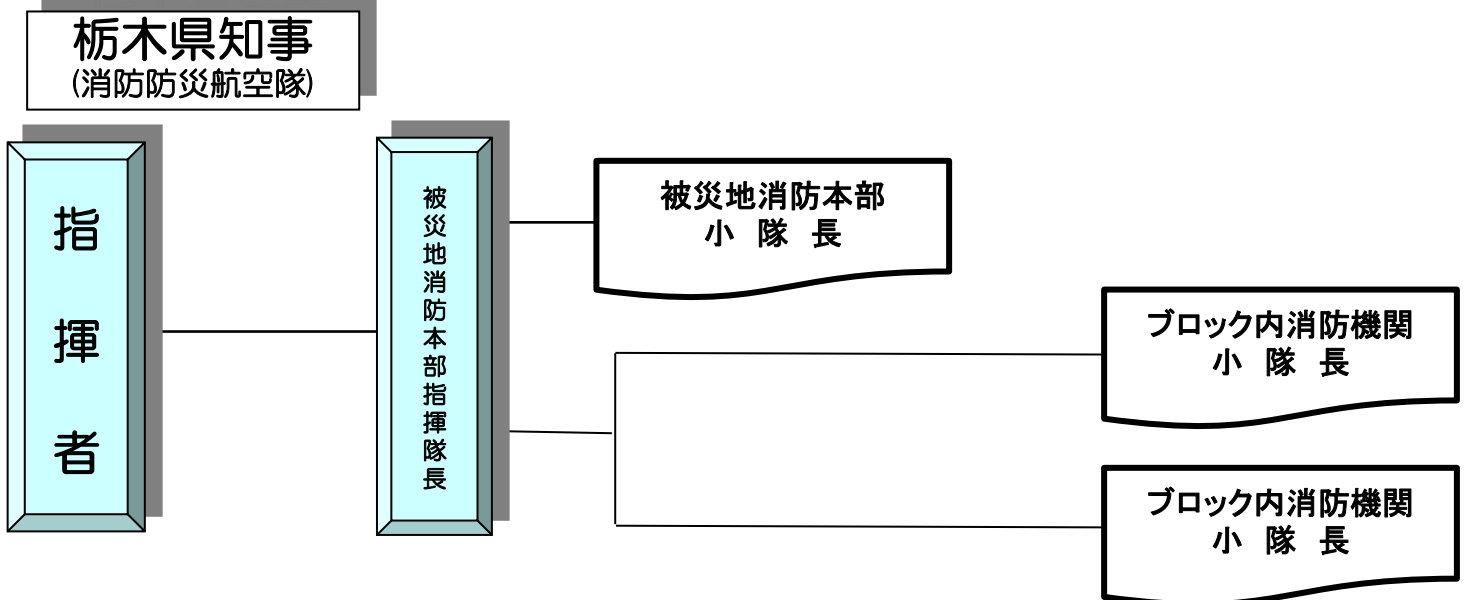
第 39 応援に要した費用は、協定書第 7 条に定める経費の負担とする。

附則

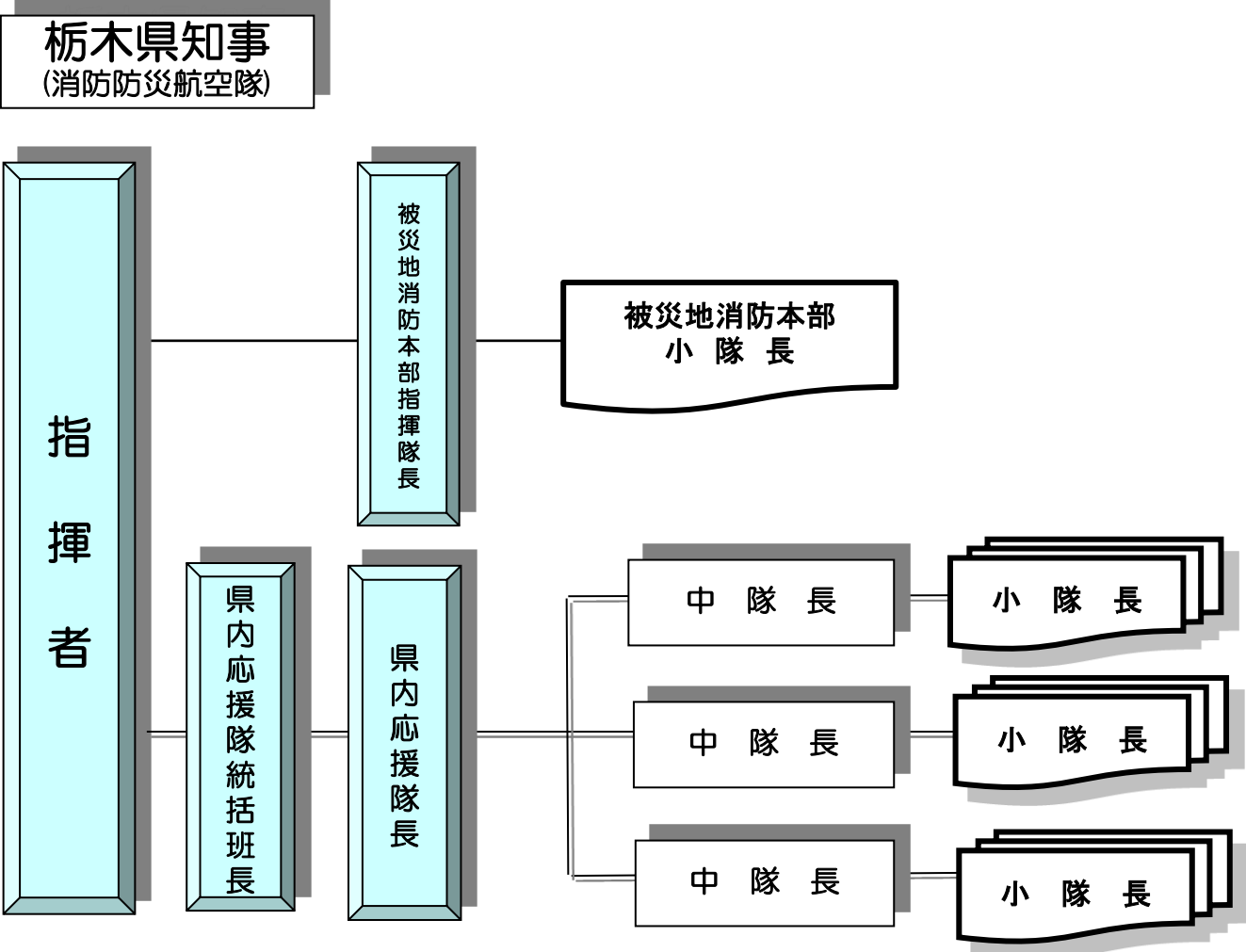
この計画は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

図 1 指 揮 系 統 図

第一次応援体制



第二次応援体制



※指揮本部の体制は各消防本部受援計画で定める。

※第一次応援体制から第二次応援体制に移行した場合における、ブロック内消防機関小隊長の指揮命令系統については、活動の状況に応じ指揮者が定める。

()災害に係る栃木県広域消防応援隊連絡体制

平成 年 月 日 時 分 現在

栃木県

災害対策本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	
航空運用調整班	所属		職・氏名	
	TEL		FAX	

現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

県災害対策本部への派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

()市町

災害対策本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

指揮本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

県内応援統括班 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
統括班長	所属		氏名	
	TEL			

栃木県広域消防応援隊

県内応援隊長	所属		氏名	
	TEL			
中隊長	所属		氏名	
	TEL			
中隊長	所属		氏名	
	TEL			
中隊長	所属		氏名	
	TEL			

情報提供 第	報
年 月 日	時 分

[ブロック 消防本部(局) 課(係)氏名]

災 害 状 況 報 告

(※様式は任意でよい。枚数が不足する場合は複数枚で報告すること)

災害発生日時	年 月 日 時 分	
重大被害発生地域 (災害種別)	住所・周辺概況等	被害状況及び今後の災害推移
人的・物的被害 (死者・負傷者)		
現在の対応状況 広域応援活動の概要 (出動体制・活動概要等)		
その他 (災害に関する情報を記入すること)		

栃木県広域消防応援隊の応援要請連絡

栃木県知事
代表消防機関の長
幹事消防本部の長

様

第	報
年	月 日

被災地消防本部の長

栃木県広域消防応援隊の応援要請について（第一次・第二次）

消防組織法第39条の規定に基づき、平成 年 月 日 時 分に電話により行った栃木県広域消防応援隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的被害の状況					
応援要請日時	年 月 日 時 分				
必要応援隊 (応援の必要がある隊名に○をし、希望する隊数を記入する)	部 隊 種 別				
	消 火 隊		特 殊 災 害 隊	毒 劇 物 等 対 応 隊	
	救 助 隊			N 災 害 対 応 隊	
	救 急 隊			B 災 害 対 応 隊	
	特に指定なし			C 災 害 対 応 隊	
				大規模危険物火災等対応隊	
			特 殊 装 備 隊	水 難 救 助 隊	
			消 防 活 動 二 輪 隊		
			そ の 他 の 隊		
応援隊の進出拠点及び到着ルート			決定（添付書類 部）・未決定		
指揮体制及び無線運用体制			決定（添付書類 部）・未決定		
その他の情報 (必要資機材、装備等)					
その他の添付書類					
連 絡 責 任 者	消防機関名	担当課	職	氏名	電話・FAX番号
					TEL - - FAX - -

栃木県広域消防応援隊の出動可能隊数の報告の求め

年 月 日

消 防 機 関 の 長 様

栃 木 県 知 事

栃木県広域消防応援隊の出動準備及び出動可能隊数の報告の求め（第二次応援体制）

_____年 _____月 _____日 _____時 _____分頃、栃木県 _____市・町において、
 (災害名) _____が発生しており、栃木県広域消防応援隊の出動を
 求める可能性がありますので、下記の隊について、貴消防本部の現在の出動可能な隊数を至急把握し、
 別記様式 3 にて 30 分以内に報告願います。

併せて、次の連絡で被災地への出動の求めがなされた場合、迅速に出動できるよう各隊の出動の準備をお願いします。

出動を求める可能性がある部隊（○印のついたもの）

隊 種 別	指定
指 揮 隊	
消 火 隊	
救 助 隊	
救 急 隊	
後方支援隊	

部 隊 種 別		指定
特殊 災害 隊	毒 劇 物 等 対 応 隊	
	大規模危険物火災対応隊	
特殊 装備 隊	水 難 救 助 隊	
	消 防 活 動 二 輪 隊	
	その他の特殊な隊	

※ 連絡事項

問い合わせ先：栃木県消防防災課消防救急担当

防災行政ネットワーク電話 発信特番－500－2132

電話 028－623－2132

防災行政ネットワーク F A X 発信特番－500－2146

F A X 028－623－2146

栃木県広域消防応援隊の出動可能隊数の報告

年 月 日 時 分

栃木県知事 様

消防機関の長

(災害名)

(第二次応援体制)

隊種別		隊数	人数	備考
指揮隊				
消火隊				
救助隊				
救急隊				
後方支援隊				
特殊災害隊	毒劇物等対応隊			
	大規模危険物火災対応隊			
特殊装備隊	水難救助隊			
	消防活動二輪隊			
	その他の特殊な装備隊			
合計				

連絡担当課 _____

連絡責任者 _____

電話番号 防災ネットワーク _____

N T T _____

栃木県広域消防応援隊の出動の求め

第	報
---	---

年	月	日
---	---	---

消防機関の長様

栃木県知事

栃木県広域消防応援隊の応援要請について（第二次応援体制）

次のとおり栃木県広域消防応援隊の応援を求めます。

災害発生日時	年 月 日 時 分													
災害発生場所														
災害の種別・状況														
人的・物的被害の状況														
応援要請日時	年 月 日 時 分													
必要応援隊 （応援の必要がある 部隊名に、希望する隊 数を記入する）	隊 種 別	宇 都 宮	小 山	石 橋	芳 賀	那 須	塩 谷	南 那 須	足 利	佐 野	栃 木	日 光	鹿 沼	
	消 火 隊													
	救 助 隊													
	救 急 隊													
	特殊 災害 隊	毒劇物等対応隊												
		N災害対応隊												
		B災害対応隊												
		C災害対応隊												
		大規模危険物火災等対応隊												
	特殊 装 備 隊	水難救助隊												
消防活動二輪隊														
その他の隊														
応援隊の集結場所及び到着ルート：添付書類 部		指揮体制及び無線運用体制：添付書類 部												
その他の情報 (必要資機材、装備等)														
その他の添付書類														
連 絡 責 任 者	消防機関名	担当課	職	氏名	電話・FAX番号									
						TEL	-	-						
						FAX	-	-						

栃木県広域消防応援隊の出動報告

年 月 日

栃木県知事
 代表消防機関の長
 被災地消防本部の長

}

様

応援消防機関の長

栃木県広域消防応援隊出動隊の報告について（第一次・第二次）

栃木県広域消防応援等計画第3章第9、第10に基づき、下記のとおり報告いたします。

	派遣隊名	指揮隊	救助隊	救急隊	消火隊		
派遣車両等	車種						
	登録番号						
	無線呼出名称						
	携帯電話						

派遣隊名		指揮隊	救助隊	救急隊	消火隊		
派遣隊員名簿 (階級・氏名)	隊長						
	隊員						
	計	名	名	名	名	名	名
	総計	名					
集結場所 到着予定日時	<p style="text-align: center;">午前 年 月 日 時 分頃 午後</p>						
集結ルート							
その他特記事項 (携行資機材等)							

栃木県広域消防応援隊活動報告

1 出動の状況

消 防 機 関 名					
災 害 名					
出 動 先 市 町					
応援要請を受けた年月日		年	月	日	
出動した期間	出 動 し た 日 時	年	月	日	時
	帰 署 (所) し た 日 時	年	月	日	時
	期 間	日間			
出 動 の 状 況	隊 の 種 類	出動隊数	出 動 車 両 等		出 動 隊 員 数
	指 揮 隊	隊	指 揮 車	台	人
			通 信 車	台	人
			そ の 他 の 車 両	台	人
	消 火 隊	隊	消 防 ポ ン プ 自 動 車	台	人
			水 槽 付 き 消 防 ポ ン プ 自 動 車	台	人
			化 学 消 防 ポ ン プ 車	台	人
			そ の 他 の 車 両	台	人
	救 助 隊	隊	救 助 工 作 車 II 型	台	人
			救 助 工 作 車 III 型	台	人
			そ の 他 の 車 両	台	人

出動の 状況	隊の種類		出動隊数		出動車両等		出動隊員数	
	特 殊 装 備 部 隊	救急隊	隊	高規格救急車	台			人
それ以外の救急車				台			人	
後方支援隊		隊	支援車	台			人	
			資機材搬送車	台			人	
			その他	台			人	
毒劇物等対応隊		隊	特殊車両	台			人	
			その他の車両	台			人	
消防活動二輪隊		隊	自動二輪車	台			人	
水難救助隊		隊	水難救助車	台			人	
			その他の車両	台	救助艇	艇		
その他の特殊装備部隊		隊	はしご自動車	台			人	
			屈折はしご自動車	台			人	
			電源車・照明車	台			人	
			大型水槽車	台			人	
			空気ボンベ充填車	台			人	
その他の隊	隊	()	台			人		
		()	台			人		
		()	台			人		
合計	隊	車両	台					
		延べ	台				人	

2 活動の状況

現地到着日時		
現地を離れた日時		
主な活動内容	活動場所	
	活動概要	
	活動開始日時	
	活動時間	
	活動隊数	
活動中の異常の有無		
隊員の負傷の有無		
車両、資機材の損傷		
その他特記事項		

災害時における消防本部連絡先

ブロック	消防本部名		本部所在地	N T T		衛星通信ネットワーク		E-mailアドレス
				電話	F A X	電話	F A X	
中央	◎	宇都宮市消防局	宇都宮市大曾2-2-21	028-625-5599	028-625-3001	009-651-02	009-651-01	u35040001@city.utsunomiya.tochigi.jp
南東	○	● 小山市消防本部	小山市神鳥谷1700-2	0285-39-6660	0285-31-0182	009-654-02	009-654-01	d-tsuushinshirei@city.oyama.lg.jp
		◇ 石橋地区消防組合消防本部	下野市下石橋246-1	0285-53-1119	0285-53-6853	009-656-02	009-656-01	shobo-ishibashi@119-ifd.or.jp
		芳賀地区広域行政事務組合消防本部	真岡市荒町107-1	0285-82-0119	0285-80-8789	009-659-02	009-659-01	fdhatuushin-1@hagakouiki.jp
北東	○	● 那須地区消防本部	大田原市中田原868-12	0287-28-5111	0287-28-5112	009-657-02	009-657-01	shireika@fire119-nasu.jp
		◇ 塩谷広域行政組合消防本部	矢板市富田94-1	0287-40-1119	0287-43-3713	009-664-02	009-664-01	keibou@fire-shioya.jp
		南那須地区広域行政事務組合消防本部	那須烏山市神長880-1	0287-82-2009	0287-83-2006	009-662-02	009-662-01	f_honbu_keibou@minaminasukouiki.jp
南西		● 足利市消防本部	足利市大正町863	0284-71-9222	0284-72-9555	009-652-02	009-652-01	tsusin@city.ashikaga.lg.jp
		◇ 佐野市消防本部	佐野市富岡町1391	0283-22-4433	0283-22-4441	009-663-02	009-663-01	119.shirei@city.sano.lg.jp
		栃木市消防本部	栃木市平柳町1-34-5	0282-22-0119	0282-23-6562	009-658-02	009-658-01	fd-shirei@city.tochigi.lg.jp
北西		● 日光市消防本部	日光市豊田442-1	0288-21-0016	0288-21-2235	009-653-02	009-653-01	sirei-fs@city.nikko.lg.jp
		◇ 鹿沼市消防本部	鹿沼市上殿町520-1	0289-63-1141	0289-62-8234	009-661-02	009-661-01	tsushin@city.kanuma.lg.jp

◎・・・栃木県代表消防機関 ○・・・代表代行消防機関 ●・・・ブロック幹事消防機関 ◇・・・ブロック幹事代行消防機関

災害時における市町連絡先

ブロック	管轄消防本部名	災害対策本部名	災害対策本部設置場所	N T T		衛星通信ネットワーク	
				電話	F A X	電話	F A X
中央	宇都宮市消防局	宇都宮市災害対策本部	宇都宮市旭町1-1-5	028-632-2052	028-632-7123	009-616-02	009-616-01
南東	小山市消防本部	小山市災害対策本部	【風水害時】小山市中央町1-1-1	0285-22-9313	0285-22-8972	009-608-02	009-608-01
			【震災時】小山市神鳥谷1700-2	0285-39-6661	0285-29-0119	009-654-02	009-654-01
		野木町災害対策本部	野木町丸林571	0280-57-4112	0280-57-4190	009-628-02	009-628-01
	石橋地区消防本部	下野市災害対策本部	下野市笹原26	0285-40-5555	0285-40-5572	009-627-3521	009-627-01
		上三川町災害対策本部	上三川町しらさぎ1-1	0285-56-9115	0285-56-6868	009-613-02	009-613-01
		壬生町災害対策本部	壬生町通町12-22	0282-81-1808	0282-82-8262	009-625-02	009-625-01
	芳賀地区消防本部	真岡市災害対策本部	真岡市荒町5191	0285-83-8396	0285-83-8392	009-609-02	009-609-01
		益子町災害対策本部	益子町益子2030	0285-72-8826	0285-72-6430	009-621-02	009-621-01
		茂木町災害対策本部	茂木町茂木155	0285-63-5632	0285-63-0459	009-622-02	009-622-01
		市貝町災害対策本部	市貝町市塙1280	0285-68-1111	0285-68-3227	009-623-02	009-623-01
		芳賀町災害対策本部	芳賀町祖母井1020	028-677-6029	028-677-3123	009-624-02	009-624-01
	北東	那須地区消防本部	那須塩原市災害対策本部	那須塩原市共墾社108-2	0287-62-7150	0287-62-7220	009-612-02
那須町災害対策本部			那須町寺子丙3-13	0287-72-6901	0287-72-1133	009-645-02	009-645-01
大田原市災害対策本部			大田原市本町1-4-1	0287-23-1115	0287-23-8895	009-610-02	009-645-01
塩谷広域消防本部		矢板市災害対策本部	矢板市本町5-4	0287-43-1114	0287-43-7501	009-611-02	009-611-01
		さくら市災害対策本部	さくら市氏家2771	028-681-1111	028-682-0360	009-636-02	009-636-01

ブロック	管轄消防本部名	災害対策本部名	災害対策本部設置場所	N T T		衛星通信ネットワーク	
				電話	F A X	電話	F A X
北東	塩谷広域消防本部	塩谷町災害対策本部	塩谷町玉生741	0287-45-1111	0287-45-1840	009-635-02	009-635-01
		高根沢町災害対策本部	高根沢町石末2053	028-675-8110	028-675-2409	009-637-02	009-637-01
	南那須地区消防本部	那須烏山市災害対策本部	那須烏山市中央1-1-1	0287-83-1111	0287-84-3788	009-640-02	009-640-01
		那珂川町災害対策本部	那珂川町馬頭409	0287-92-1111	0287-92-2406	009-641-02	009-641-01
南西	足利市消防本部	足利市災害対策本部	足利市本城3-2145	0284-20-2222	0284-21-1384	009-602-02	009-602-01
	佐野市消防本部	佐野市災害対策本部	佐野市高砂町1	0283-20-3056	0283-22-9104	009-604-02	009-604-01
	栃木市消防本部	栃木市災害対策本部	栃木市万町9-25	0282-22-3535	0282-21-2323	009-603-02	009-603-01
北西	日光市消防本部	日光市災害対策本部	日光市今市本町1	0288-21-5130	0288-21-5137	009-607-1325	009-607-1329
	鹿沼市消防本部	鹿沼市災害対策本部	鹿沼市今宮町1688-1	0289-63-2138	0289-63-2143	009-605-02	009-605-01